

## 平成二十一年政令第二百十九号

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する  
法律第三十一条第一項の規定により消費者  
庁長官に委任されない権限を定める政令  
内閣は、特定電子メールの送信の適正化等に関  
する法律（平成十四年法律第二十六号）第三十一  
条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
特定電子メールの送信の適正化等に関する法  
律（以下「法」という。）第三十一条第一項の  
政令で定める権限は、次に掲げるものとする。  
一 法第十六条第一項の規定による登録  
二 法第十七条第一項の規定による登録の更新  
三 法第二十五条の規定による登録の取消し

## 附 則

この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置  
法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日  
（平成二十一年九月一日）から施行する。